安全と健康管理を労使でしっかり進めよう!

10~11月、「連合東京・労働安全衛生キャンパーン」 開始にあたって 岡田会長メッセージ もうひとつの働き方改革だ

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」 (H30 年度 全国労働衛生週間スローガン)



今年4月、第13次労働災害防止計画(2018~2022年度)が策定され、その目標へ取り組みがスタートしました。連合もこの期間の安全衛生取り組み指針を改訂しました。

連合東京は、今年も「労働安全衛生キャンペーン」を本日、10月1日より11月末まで実施します。

連合東京に加盟する全ての組織・職場でこのキャンペーン期間 中に職場の安全衛生体制、組合員を中心として一緒に働く全ての 従業員の健康保持について点検してください。

安全委員会や衛生委員会で労働災害の防止に向けた協議と啓 発活動、そして健康診断受診、H27 創設のストレスチェック結果

から健康確保対策を進めて頂きたいと思います。

また、国は、11月を「過労死等防止啓発月間」として過重労働解消の取り組みを、連合東京はこの労働時間適正化運動として、過重労働対策に「不払い残業撲滅」の視点を加えて取り組みます。

働く者、一人ひとりがかけがえのない存在であり、各事業場において一人の被災者も出さないという基本的な理念を持ち、働く者がより良い将来への展望を持ち得る社会とするため、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

意思や能力、そして個々の事情に応じた、多様な働き方を選択する社会に進みつつある中、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、安全や健康が確保されなければなりません。更に、高齢者、外国人労働者、障がい者である労働者の安全と健康の確保も当然、労使がしっかりと対応する必要があります。「病気の治療と仕事の両立支援」の在り方も労使で検討をお願いします。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が今年6月に成立しました。これまでの過労死等防止対策、過重労働対策やメンタルヘルス対策のストレスチェックを含むここ数年の法改正から、今年の法改正では、①産業医・産業保健機能の強化・産業医の活動環境の整備、②労働者の心身の状態に関する情報の取り扱い、③面接指導強化、④管理監督職を含む労働時間の状況把握、⑤高プロ対象者への面接指導などが加わることとなりました。

健康管理はもう一つの「必修の働き方改革」、「ポジティブ・メンタルヘルス」を進めることが重要です。

キャンペーン期間中には、セミナーの開催、安全職場見学、様々な学習・周知器材送付など、構成組織・単組に役立つ効果的な取り組みを進めますので、多くの組合から参加があることを期待しています。

「安心して働くことができる職場づくり」は、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも大きなメリットがあるはずです。

労使の不断の努力で、安全・衛生水準を向上させ、企業の安全文化向上に努めなければならない と思います。